

## ●第72回全国私立学校審議会連合会総会（報告）

10月26日から27日の2日間、石川県・ANAクラウンプラザホテル金沢を会場として、全国私立学校審議会連合会第72回総会が、全国から約170名の参加者を得て開催された。

1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、坂本繁夫部会長の進行、助言者に千葉茂全専各連常任理事、中村哲全専各連前副会長を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。

なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

### 第1専門部会（専修学校・各種学校関係）

#### 1. 各種学校の設置認可等について

近年、外国人留学生の増加に伴い日本語学校設置認可申請が多くなっている。加えて、外国人留学生を対象とした介護教育等を行う学校の設置についての相談事例が発生している。

外国人留学生を専ら対象とする場合、専修学校の設置認可でなく各種学校の設置認可が予想され、日本語学校及びインターナショナルスクール以外の各種学校の設置認可申請への対応について、提案支部からその趣旨が説明された。

提案の背景には、近年、非漢字圏からの留学生が増加しているなかで、日本語能力不足が危惧される現状において、専修学校等への進学が困難なための受入れ先の確保や地域における介護人材の不足などの理由が設置相談につながっていると考えられ、同様の各種学校を認可した事例や関連する事例が紹介され意見交換が行われた。

各種学校の設置認可については、各種学校規程及び各都道府県における指導方針に基づき、認可要件が満たされていれば受理し、私立学校の審議会への諮問・答申を経て認可することになる。

その際、留意事項として、外国人の受入れについては入国管理局及び養成施設の指定部局との連携を取り対応をする必要がある。また、認可後において、認可要件の継続、留学生の管理体制など状況の把握が不可欠であるとの認識が示された。

また、18歳人口の減少等から定員の充足及び労働力確保の観点からも留学生の受け入れに関し、教育の充実、就労の場を確保する制度の確立が喫緊の課題であるとの意見がだされた。

#### 2. 教育実態がない専修学校、各種学校への対応方法について

従来から、所轄庁からの各種調査等に対して連絡がなく、教育実態がないまま放置され、廃止手続きが行われていない各種学校が多く存在している。

このような状況が長期にわたる場合においては、設置者不在の例もあり、その指導・

対応について困難な状況等、提案支部からその趣旨が説明された。

戦後まもなく設置された個人立の各種学校では、近年、設置者の高齢化や死亡等により所轄庁との連絡が途絶するケースが増え、設置認可廃止を含む諸手続き等の取扱いが困難を極める一方で、設置者変更等による相当数の閉鎖命令が行われた事例など、本件に関連する事例が紹介され、意見交換が行われた。

今後、18歳人口の減少等から、経営困難を理由とする学校閉鎖が増えることが予想されるため、所轄庁には定期的に実態の把握に努めるなど適切な対応が求められる。福岡県では平成21年度に意見聴取を経て閉鎖命令までに至った事例もあることから、そのプロセスを明確にした資料の提供を都道府県所轄庁に行うなど所轄庁相互の情報交換が必要であるとの認識が示された。

また、一定期間、教育実態がない場合の取扱いについては、適正に廃止手続きが行われるよう、文部科学省においてガイドラインを策定するなど全国で統一したルールづくりが必要である。

## **各専門部会共通**

### **1. 学校経営に問題がある私立学校への指導のあり方について**

私立学校における不適切な学校運営及び法人運営が発生した場合の対応については、経常経費等補助金の減額や文書による指導を行っているものの、改善が期待できない事例があるとの報告がなされた。

平成26年私立学校法の改正により新たに所轄庁による立ち入り調査権や措置命令権等が付与された。

通常、このような問題が生じた場合は、口頭での指導、文書による報告、現地調査・ヒアリングを通して正常化を図っているなどの事例が報告された。

このような指導等においても改善が図られず適正な教育活動が確保されない場合には、措置命令、学校の閉鎖命令等に至るが、その際には、私立学校審議会に対して経過を報告するとともに連携した指導を行うことが必要であるとの認識が示された。

また、経常経費等補助金の減額などについては、公表されなければペナルティの実効性は確保されないことから、その公表の必要性についての意見がだされた。

### **2. 私立学校の設置認可等の申請時期について**

設置認可申請の時期については、申請手続きに関する要綱等を定め、年1回申請を受け付けているが、開校時期が4月ばかりでないこともあり、申請受付の取扱いについて見直しを図ることが必要であるとの提案の趣旨が説明されたあと意見交換が行われた。

設置申請時期は、生徒募集活動開始時期の前に認可が行われることが原則であり、認可手続きについては、計画承認を経て認可する2段階審査方式や入学時期に合わせた申請時期の設定などの事例が紹介された。

そのほか、広報活動、募集活動の開始時期について、認可後を原則としつつ、計画承認段階で行うことを認めている事例なども報告された。

設置認可申請受付の時期の設定については、認可手続きに要する期間を明確にし、かつ申請者が不利益にならないように、適切な期間を考慮し設定する必要があり、適正かつ柔軟な対応が求められる。